# 原子力の平和的利用の確保に関する議論の考え方について

平成25年10月10日原子力規制 庁

#### I. 基本的な考え方

- 〇我が国におけるプルトニウム利用を含めた原子力の平和的利用に関する基本的な政策を 立案し、取組の実施状況を監視する役割を持つ組織は、政府の中に必要。
- 〇このため、原子力の平和的利用をどのようなメカニズム・制度によって確保していくのかについて、総合的な検討を行い、その全体像を明らかにすることがまず必要。例えば、原子力に関する研究活動の実施状況(平和目的にとどまっているか)やデュアルユース問題については、現在、必ずしもチェックする仕組みが無いのではないかと考える。
- 〇原子力の平和的利用の確保に関連して、現在原子力規制委員会が所掌している規制事務 (※)における手続き等(例:意見の聴取)については、上記の全体像を明らかにした 上で、そのあり方を整理する必要があると考える。
  - ※国際約束に基づく保障措置の実施のための規制 核物質防護に関する規制、関係行政機関の事務の調整 原子炉等の許可等の申請時における平和目的の確認

## Ⅱ. 有識者会議においてこれまで御意見のあった主な論点に対する考え方

(1) 平和的利用に関する原子力委員会への意見聴取規定について

#### ①制度の現状

・原子炉等規制法に基づき、原子炉の設置、貯蔵事業、再処理事業の許可等に当たっては、「平和目的以外に利用されるおそれがないこと」が許可等の基準の一つとなっているとともに、本基準の適用については、あらかじめ原子力委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

## ②原子力規制庁の考え方

- ・原子力の平和的利用の確保については、科学的見地から規制を行う機関である原子 力規制委員会のみで担いきれるものではない。
- ・このため、現行の原子炉等規制法では、原子力規制委員会が許可等をしようとする場合において、平和的利用の基本的な政策を担う組織である原子力委員会の立場からも確認を行うための手続きとして、意見聴取を行っているものと理解。
- ・今後の意見聴取規定のあり方については、以上の点を踏まえて、議論を行う必要が あると考える。

## (2) 海外のプルトニウム等の把握・確認について

#### ①制度の現状

- ・原子力規制委員会では、プルトニウム等の核物質が我が国国内において軍事転用されていないかを確認するため、原子炉等規制法(日・IAEA保障措置協定)に基づき、国内における保障措置(核燃料物質の計量管理や原子力施設等への査察等)を実施している。
- ・一方、原子力委員会では、プルトニウム利用の透明性の向上を図ることにより国内外の理解を得るため、国際プルトニウム指針に基づく取組として、海外に保管中の我が国の分離プルトニウム量について事業者から報告を受け、原子力規制委員会が提供する国内に保管中のプルトニウム量と合わせて、IAEAに報告するとともに公表している。

## ②原子力規制庁の考え方

- ・海外に保管されている我が国のプルトニウム等に関する平和的利用の確保は、二国 間原子力協力協定において担保されている。
- ・また、海外に輸送する前段階においても、例えば原子炉設置者において、海外再処理事業者へ使用済燃料の再処理を委託する場合には、原子力規制委員会において、 以下の点を委託契約書等及び当該国との協定書により確認することとしている。
  - 一我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者であること
  - 契約再処理事業者以外の事業者に再委託されることがないこと
  - -再委託先に輸送する際に、保障措置をとることが不可能な者を経由しないこと
- ・したがって、規制当局の立場からは、上記の取組により必要な規制措置がとられていると考えており、例えば海外に保管されている我が国のプルトニウムの量については、プルトニウム利用全体のバランスや平和的利用のルールについて検討・策定する事務を担う組織が把握すべきである。
- ・なお、原子炉等規制法に基づく保障措置は、日本国内の事業所等において保有されている核物質が対象となっていること、また原子炉等規制法第67条に基づく報告徴収は、同法の施行に必要な限度において行うことができるとされていることから、保障措置の観点から、同条を根拠として海外に保管されている我が国のプルトニウムの量を原子力規制委員会が事業者等に報告させることについては、困難である。